法改正の概要、条例改正に向けて

1 概要

事業者による障害のある人への合理的配慮の提供については、障害者差別解消法の制定時は、 国民にその概念が浸透しておらず、3年後の見直し規定を定めて努力義務に留めており、本県 の条例も努力義務とした。

現在、この概念が一定程度浸透し、国では、法改正により事業者による合理的配慮を義務化したことから、本県においても、支援協議会や関係団体の意見を伺いながら、条例改正に向けて検討を進めていく。

2 経緯

平成18年 障害者権利条約が国連で採択

平成25年 障害者差別解消法の制定

平成28年 障害者差別解消法の施行

平成29年 障害者差別解消条例の施行

令和3年 障害者差別解消法の改正

3 障害者差別解消法の改正内容

事業者による「合理的配慮の提供」の義務化(これまでは努力義務)

| <u> </u> | | |
|----------|--------------|----------|
| | 不当な差別的取扱いの禁止 | 合理的配慮の提供 |
| 行政機関 | 義務 | 義務 |
| 事業者 | 義務 | 努力義務 |



4 合理的配慮の義務化に向けた課題

- ・合理的配慮の概念は、一定程度周知が進んだが、更なる理解を促すための啓発が必要
- ・事業者に対し「過重な負担を求めるものでないこと」について、周知が必要
- ・合理的配慮に関する事例を積み重ね、事例ごとの考え方を事業者に対して提供することが 必要

5 対応方針(案)

関係団体等の意見聴取を行い、これまでの取組や条例改正に対する意見を聴取する。

- (1) 障害福祉関係団体に対しアンケート調査及び意見聴取を実施。
- (2) 民間事業者に対し、アンケート調査を実施。
 - ※ 障害を理由とする差別解消推進県民会議(条例設置)の参画団体等に対するアンケートの実施を予定。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化 事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁 となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る 必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

- 3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
 - (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
 - (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し 又はこれを確保する責務を明確化する。
 - (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事 例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※施行期日:公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことを求めている。

(※現行法においては、行政機関等は義務、 事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、 スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真の カードやタブレット端末などを使う

注:「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」 (平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成